

質問に対する回答

令和4年5月24日

No.	項目名	質問内容	回答
1	「北部地域産業振興機能検討委員会」の運営支援	<p>①委員会の構成メンバー(有識者、経済界、地元自治体、県等)は、埼玉県で選定されるのでしょうか。委託者が候補者を提案することはあるのでしょうか。</p> <p>前者の場合、検討内容にも係りますので、候補者をお教え頂けますでしょうか。個人名が無理な場合、所属や役職名・級だけでもご開示願います。</p> <p>②座長は配置されますでしょうか。こちらも候補者がいらっしゃる場合は、お教え願います。</p>	<p>①検討委員会の委員は、埼玉県が選定します。</p> <p>また、委員につきましては現在検討中のため、個人名等の回答はいたしかねます。ご了承ください。</p> <p>②検討委員会の委員長に座長(議長)を務めていただく予定です。</p> <p>なお、委員長は委員による互選で選任される予定です。</p>
2	主たる事務所について (様式第2・3・8号)	<p>主たる事務所とは、物品等競争入札参加資格で申請した契約者欄に記載の事務所(本店から代理人と定めた契約権限等を委任された受任者がいる事務所)でよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p>
3	公募プロポーザル実施要領の4頁目「ク及びケ」	<p>履歴事項全部証明書と納税証明書は写しでよろしいでしょうか。</p> <p>また、ケに掲載されている納税証明とは</p> <ul style="list-style-type: none">・本店の国税「その3の3」・質問項目1の契約者情報に記載の事務所の所在地の県税(法人県民税及び法人事業税の滞納額がない証明)でよろしいでしょうか。 <p>質問の内容と異なる証明書であれば、具体的な名称を教えてください。(具体例:その1 納税額等証明用 税目 法人税)</p>	<p>履歴事項全部証明書、納税証明書については、原本の提出をお願いします。</p> <p>本店(本社)の国税、契約者情報に記載の事務所の所在地の県税に滞納額がないことを証明する書類の提出をお願いします。</p>

No.	項目名	質問内容	回答
4	業務実施体制調書	「業務実施体制調書」に、表のほかに実施体制図を添付することは可能でしょうか。	実施体制図を添付しても差し支えありません。
5	業務実施体制調書	責任者・担当者の資格及び業務実績の要件は無いという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	業務実施体制調書	担当者の配置人数の制限は無いという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	業務実績調書	「類似業務」は、産業振興を含まないまちづくりや、産業振興施設を含まない複合施設の実績も認められるという理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	プレゼンテーション審査	プレゼンテーションをスライド投影により行う場合、モニター又はスクリーン、プロジェクター等の機材は貴県でご用意いただけますでしょうか。もしくは弊社にて用意・持参が必要でしょうか。	原則、提出された企画提案書により、プレゼンテーション・説明をお願いいたします。 ただし、県でモニターを準備することを検討しています。その場合には、モニターに接続するPCの御用意をお願いいたします。 プレゼンテーション審査実施の通知の際に、詳細をお伝えいたします。
9	プレゼンテーション審査	スクリーン等に投影して説明する場合、企画提案書に掲載した内容以外(図表、補足等)を含むことは認められるでしょうか。	企画提案書に掲載された内容以外を含むことは認められません。 企画提案書に掲載されている内容でのプレゼンテーション・説明をお願いいたします。
10	提出書類への押印について	企画提案書として提出する書類のうち、押印が必要となる書類がございましたら、ご教示ください。	企画提案書として提出する書類のうち、商業登記簿謄本や納税証明書など他機関が発行する公的書類については原本(当該機関の公印押印)の提出をお願いします。 企画提案書として提出する書類のうち、企画提案参加者が作成する各種書類については、社印や代表者印等の押印は不要です。

No.	項目名	質問内容	回答
11	仕様書	<div data-bbox="495 277 1037 373" style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; text-align: center;"> 発注者（県）からの留意事項 </div>	<p>県ホームページで公示している「仕様書」は、公募型プロポーザルにおける企画提案書作成用の仕様書です。</p> <p>「公募型プロポーザル実施要領」の「12 契約の相手方の決定方法等」に記載のとおり、企画提案に基づく契約先候補者の選定後、契約先候補者と県の間で、業務内容に関する細目事項について協議を行い、必要に応じて協議の結果を踏まえ仕様書の内容を一部変更する場合があります。</p> <p>協議が整い、仕様書を一部変更した際には、契約先候補者から改めて見積書を徴収し、見積書を精査の上、随意契約による業務委託契約を締結します。</p> <p>なお、その見積額については企画提案時の見積額からの増額は認められません。</p>
12	契約先候補者選定に係る審査方法	<div data-bbox="495 730 1037 826" style="border: 1px solid black; background-color: #e0e0e0; padding: 5px; text-align: center;"> 発注者（県）からの留意事項 </div>	<p>「公募型プロポーザル実施要領」10(4) 審査基準において、「審査項目」や「審査の視点」を明記していますが、企画提案の審査に当たっては、審査基準に明記されていない、下記事項も含めて審査いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「公募型プロポーザル実施要領」の「9 企画提案書等の提出」(5)に記載の内容 ・「仕様書」の「2 業務内容」(1)～(6)に記載の内容